2　償還免除

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき等に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとした。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこととした。（第一四条第一項関係）

㈠　災害援護資金の貸付けを受けた者が、３により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（第一四条第一項第一号関係）

㈡　災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。（第一四条第一項第二号関係）

3　報告等

市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人の収入又は資産の状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができることとした。（第一六条関係）

4　市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、合議制の機関を置くよう努めるものとすることとした。（第一八条関係）

5　制度の周知徹底

国は、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、これらの制度の周知徹底を図るものとすることとした。（第一九条関係）

6　被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る償還免除の特例

㈠　市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとした。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、３により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこととした。（原始附則第二条第一項関係）

㈡　都道府県は、市町村（指定都市を除く。７の㈠において同じ。）が㈠により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。（原始附則第二条第二項関係）

㈢　国は、指定都市又は都道府県が㈠又は㈡により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。（原始附則第二条第三項関係）

7　災害援護資金の保証債権に関する特例

㈠　平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から一〇年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、市町村に対し、その保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由があるものの償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。（原始附則第三条第一項関係）

㈡　国は、都道府県が㈠により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。（原始附則第三条第二項関係）

㈢　平成三一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から一〇年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、その保証人の保証を受けた者であって㈠の内閣府令で定める事由があるものの償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除することとした。（原始附則第三条第三項関係）

8　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

9　施行期日等

㈠　この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第三条及び第四条関係）

㈡　この法律は令和元年八月一日から施行することとした。

◇情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（法律第二八号）（金融庁）

一　資金決済に関する法律の一部改正関係

1　暗号資産交換業に係る制度整備

㈠　「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更するほか、暗号資産の定義から金融商品取引法で規定する「電子記録移転権利」を除くとともに、暗号資産交換業の定義に、暗号資産の交換等に関しない暗号資産の管理を業として行うことを追加することとした。（第二条関係）

㈡　暗号資産交換業の登録拒否事由に、認定資金決済事業者協会に未加入の法人であって、当該協会の規則に準ずる内容の社内規則を作成していないもの等を追加することとした。（第六三条の五関係）

㈢　暗号資産交換業者は、その取り扱う暗号資産の名称又は業務の内容及び方法を変更する場合には、事前に届出をしなければならないこととした。（第六三条の六関係）

㈣　暗号資産交換業者が、広告及び勧誘に際し、虚偽の表示をすることを禁止するほか、暗号資産交換業の広告等に関する規定を整備することとした。（第六三条の九の二及び第六三条の九の三関係）

㈤　暗号資産交換業者は、利用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、その契約に係る情報の提供等の措置を講じなければならないこととした。（第六三条の一〇関係）

㈥　暗号資産交換業者は、利用者の金銭を信託し、利用者の暗号資産を原則、利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法で分別管理するとともに、それ以外の方法で管理する利用者の暗号資産と同種同量の暗号資産（以下「履行保証暗号資産」という。）を自己の財産として保有の上、利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法で分別管理しなければならないこととした。（第六三条の一一及び第六三条の一一の二関係）

㈦　暗号資産交換業者に暗号資産の管理を行わせている利用者は、当該暗号資産交換業者が管理する利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有することとした。（第六三条の一九の二及び第六三条の一九の三関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　金融商品取引法の一部改正関係

1　暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備

㈠　金融商品の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とすることとした。（第二条第二四項関係）

㈡　金融商品取引業者等が行う暗号資産を用いたデリバティブ取引に関連する業務に関して、説明義務等の規定を整備することとした。（第四三条の六関係）

㈢　収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの（以下「電子記録移転権利」という。）を、第一項有価証券とし、企業内容等の開示制度の対象とするとともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引業に係る規制の対象とすることとした。（第二条第三項、第二条第八項、第三条及び第二八条関係）

㈣　収益分配を受ける権利を有する者が出資した暗号資産等を金銭とみなして、金融商品取引法の規定を適用することとした。（第二条の二関係）